

動薬協会発 121 号
平成 29 年 7 月 10 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦顕
(公印省略)

犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の表輸入の項犬等の区分の欄の 3 の口の規定に基づき、同口の農林水産大臣の指定する検査施設を定める件の一部を改正する件の公布について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知（29 消安第 1971 号）がありましたので、お知らせします。

29 消安第 1971 号

平成 29 年 7 月 5 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省 消費・安全局長

犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の表輸入の項犬等の区分の欄の 3 の口の規定に基づき、同口の農林水産大臣の指定する検査施設を定める件の一部を改正する件の公布について

今般、平成 29 年 7 月 5 日農林水産省告示第 1098 号（犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の表輸入の項犬等の区分の欄の 3 の口の規定に基づき、同口の農林水産大臣の指定する検査施設を定める件の一部を改正する件）が別紙のとおり公布されましたのでお知らせします。

このことについて、御了知の上、今後とも動物検疫に特段の御協力を願いいたします。

なお、農林水産大臣が指定する施設については、動物検疫所のホームページに掲載しております。

ホームページアドレスは以下のとおりです。

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/lab.html>



(施行期日)
附則

第一条 この規則は、刑法の一部を改正する法律（以下「改正法」という）の施行の日から施行する。

（畜産業の要件に関する規則の（改正に伴う経過措置）
第一条 第一条の規定による改正後の畜産業の要件に関する規則（以下「新規則」という。）第一条の規定の適用について（改正法による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第一百八十一一条第三項、第二百四十一条又は第一百四十三條（旧刑法第一四〇条第一項に係る部分に限る）（改正法附則第二条第一項の規定によりなお從前の例による）とぞれる場合における「これらの規定を含む。」に規定する罪は新規則第一条第二号アに掲げる罪とみなす。し、改正法附則第三条の規定による改正前の盜犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条（改正法附則第二条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における「当該規定を含む。」に規定する罪（旧刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は新規則第一条第二号乙に掲げる罪とみなす。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第三条 この規則の施行前にした第四条の規定による改正前の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二号に規定する罪に当たる行為は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条第一項の規定による犯罪経歴保有者の比率の算定及び同法第十二条の五第二項の規定の適用に当たっては、第四条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条に規定する罪に当たる行為とみなす。

○農林水産省告示第十九十七号
感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成十一年農林水産省令第八十二号）第四条の規定に基づき、平成二十二年五月二十日農林水産省告示第七百九十三号（感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第一号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のよう改定し、公布の日から施行する。
平成二十九年七月五日

○農林水産省告示第十九十八号
表イナリサーチ・フィリピンズ監査類品質管理センターの施設の項及びサイコン・プリック社の施設の項を削る。

農林水産大臣 山本 有二

施設名称	改	正	後
大等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項大等の区分の欄の三の口に規定する農林水産大臣の指定する検査施設は、次の表に掲げるとおりとする。			

大等の輸出入検疫規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）第四条第一項の表輸入の項大等の区分の欄の三の口の規定に基づき、平成十六年十一月十一日農林水産省告示第一千九十九号（大等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項大等の区分の欄の三の口の規定に基づき、同口の農林水産大臣の指定する検査施設を定める件）の一部を次のように改定し、公布の日から施行する。ただし、この告示の施行前にこの告示による改正前の平成十六年十一月十一日農林水産省告示第一千九十九号に規定する施設において血液中の抗体価を測定した場合は、当該血液の採取された日から起算して二年を経過する日までは、当該抗体価は、平成十六年十一月十一日農林水産省告示第一千九十九号に規定する施設において測定したものとみなす。

平成二十九年七月五日
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分であるものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

施設名称	改	正	前
アトランタ・ベルス・アソシエイツ カンザス州立大学狂犬病研究所	アメリカ合衆国 ジョージア州 カミング所 在	施設所在地	農林水産大臣 山本 有二

施設名称	改	正	前
大等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項大等の区分の欄の三の口に規定する農林水産大臣の指定する検査施設は、次の表に掲げるとおりとする。			

施設名称	改	正	前
カナダ州立大学狂犬病研究所 所在	アメリカ合衆国 カンザス州 マンハッタン 在	施設所在地	農林水産大臣 山本 有二

告示
示

○総務省告示第一号
財務省告示第一号
租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省令第一号）第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び

財務大臣が定める規定を定める件（平成十六年三月財務省告示第一号）の一部を次のよいため改正する
平成二十九年七月五日

○総務大臣 山本 早苗
財務大臣 麻生 太郎
總務大臣代理 国務大臣 葦 茂偉

本則に次の一号を加える。

十 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とワントピア共和国との間の条約第二十二条条1、3、5及び6

この告示は、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とワントピア共和国との間の条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

○外務省告示第百三十三号
本國とワントピア共和国との間の条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。
平成二十九年一月十八日に東京で署名された「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とワントピア共和国との間の条約について、それぞれの国において法令上の手続に従つて承認されたことを通知する外交上の公文への交換は、平成二十九年七月五日に東京で行われる。よつて、同条約は、その第三十条1の規定に従い、同日に効力を生じた。
平成二十九年七月五日

外務大臣臨時代理

農林水産大臣 山本 有二

米陸軍公衆衛生部隊南部地域診断研究所	アメリカ合衆国 テキサス州 フォート・サム・ヒューストン所在
(略)	(略)
動物衛生局	英國 サリー州 アドルストン所在
(略)	(略)
ベルン大学 ウィルス学・免疫予防研究所 (IVI) スイス狂犬病センター	スイス ベルン州 ベルン市所在
(削除)	(削除)
(略)	(略)
オイロヴィア衛生研究所 有限会社	ドイツ ルッケンヴァルデ市所在
(略)	(略)
ザクセン・アンハルト州消費者保護局第四専門部(監視事)	ドイツ シュテンダール市所在
(削除)	(削除)
・(削除)	(削除)
分子ウイルス学及び細胞生物学検査研究所 連邦動物疾患調査センター	ドイツ グライフスヴァルト市所在
(略)	(略)
一般財團法人 生物科学安全研究所	日本国 神奈川県 相模原市所在
国立食品安全局獣医診断部 (N E B I H)	ハンガリー ブダペスト市所在
フィンランド食品安全局	フィンランド共和国 ヘルシンキ市所在
イノベリス・ル・マン	フランス サルト県 ル・マン所在
(略)	(略)
・(略)	(略)
フランス食品環境労働衛生安全厅 ナンシー・狂犬病・野生生物試験所	フランス ムルトワ・エ・モーゼル県 マルセイヴィル所在

国防総省獣医食品分析診断研究所	アメリカ合衆国 テキサス州 フォート・サム・ヒューストン所在
(略)	(略)
ヴェテナリーアラボラトリーホルト	英國 サリー州 アドルストン所在
(略)	(略)
ベルン大学 獣医ウイルス学研究所 スイス狂犬病センター	スイス ベルン州 ベルン市所在
サンタフェ中央獣医学研究所	スペイン アンダルシア州 グラナダ県 サンタフェ市所在
疫学校査研究所連邦動物ウイルス疾病調査センター	ドイツ ヴィースバーデン市所在
オイロヴィア衛生研究所	ドイツ ルッケンヴァルデ市所在
(略)	(略)
ザクセン・アンハルト州立保健・環境・消費者保護調査所	ドイツ シュテンダール市所在
ザクセン州立保健・獣医制度調査設	ドイツ ケムニッツ市所在
州立家畜衛生調査所	ドイツ アルンスベルク市所在
州立南バイエルン保健研究所	ドイツ オーバーシュライスハイム市所在
(新設)	(新設)
(略)	(略)
財団法人 寄生生物学安全研究所	日本国 神奈川県 相模原市所在
(新設)	(新設)
フィンランド食品安全局	フィンランド共和国 ヘルシンキ市所在
(新設)	(新設)
サルト県研究所	フランス サルト県 ル・マン所在
(略)	(略)
フランス食品衛生安全局・ナンシー・狂犬病・野生生物試験所	フランス ムルトワ・エ・モーゼル県 マルセイヴィル所在

	(略)	(略)									
○農林水産省告示第十九十九号 大等の輸出入検疫規則(平成十一年農林水産省令第六十八号)第四条第一項の表輸入の項大等の区分の欄の四の規定に基づき、平成十六年十一月二十一日農林水産省告示第11千百九十三号(大等の輸出 入検疫規則第四条第一項の表輸入の項大等の区分の欄の四の規定に基づき、農林水産大臣が指定する生産施設を定める者)の一部を次のとおり改正し、公布の日から施行する。 平成二十九年七月五日	農林水産大臣 山本 有二										
○農林水産省告示第十九十九号 大等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項大等の区分の欄の四に規定する農林水産大臣 が指定する施設は、次の表に掲げるところとする。 改 正 後	改 正 前										
施設名称	施設所在地	施設所在地									
(略) (略)	(略)	(略)									
(略) (略)	(略)	(略)									
(略) (略)	(略)	(略)									
リバティー リサーチ社 リバティーバイオ社 ウムソン ブロー ド・イングセンター	アメリカ合衆国 ニューカーク州 ウェイバ リー ブルイト・ルート・十七シード 大韓民国 忠清北道 領城郡 大所面 城本 里 大OII-1	アメリカ合衆国 ニューカーク州 ウェイバ リー ブルイト・ルート・十七シード リバティー リサーチ社 (新設) (新設)									
(略)	(略)	(略)									
○經濟産業省告示第百六十号 重要機器開発地元の指定に関する規程(平成十九年經濟産業省告示第百一十一号)第5条第5項の規定に基づいて次の表の地元を認定する旨を認めたので、同条第6項の規定に基づいて公表する。 平成二十九年七月五日	經濟産業大臣 世耕 弘成										
重要機器開発地元の名称 〔発電所の名称〕	事業者の名称及び住所	発電所の位置 の種別	利用河川	方式	最大出力(kW)	ダムの位置	取水口の位置	放水口の位置	計画最高水位 (標高)(m)		
玉川第二 式会社	東北自然エネルギー株 式会社 仙台市青葉区一番町3 丁目7番1号	山形県西置賀 郡小国町	水力	荒川	玉川	放送式・水 路式	14,500	山形県西置賀 郡小国町	同左	同左	188